

別紙

諮問第721号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇交番活動記録表（平成〇年〇月〇日（〇））のうち、開示請求者に係る部分」を、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇交番活動記録表（平成〇年〇月〇日（〇））のうち、開示請求者に係る部分」の開示請求に対し、警視總監が平成31年1月22日付けで行った不存在を理由とする非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

実施機関は、〇〇交番活動記録表（平成〇年〇月〇日（〇））（以下「本件活動記録表」という。）のうち、審査請求人に係る部分については、「あなたを識別することができる個人情報が記録された活動記録表は、作成しておらず、存在しません。」を理由に、非開示であるという。

しかしながら、実施機関は、審査請求人がした東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づく開示請求に対し、一部開示決定通知書をもって、本件活動記録表の「特別勤務及び勤務変更」欄のうち特別勤務に係る部分（警察職員の氏名を除く。）については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、非開示の決定を行っているのであるから、警察官が取り扱った当事者、或いは関係人の氏名が記載されていることはいうまでもない。

したがって、当然に、請求人の氏名、もって、請求人に係る情報は作成されており、存在しているものなのである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

条例に基づく開示請求の対象となるのは、「自己を本人とする保有個人情報」であるところ、本件活動記録表には、氏名、生年月日その他の記述等により審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、他の情報と照合することにより、実施機関が審査請求人を識別することができることとなる情報の記載もないことから、不存在を理由として本件処分を行ったものであり、実施機関が行った本件処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 4月26日	諮問
令和 元年10月 2日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年12月12日	新規概要説明（第139回第三部会）
令和 2年 1月27日	審議（第140回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 地域警察官の活動記録について

「警視庁警察署地域警察運営規程の運用について」(平成13年12月16日通達甲(地. 総. 企)第8号)において、交番、駐在所、警ら用無線自動車等の勤務の警察官は、それぞれ別に定める活動記録表により、活動状況を記録するものと規定されている。

イ 本件請求個人情報の不存在の妥当性について

本件開示請求に係る請求個人情報は、「〇〇交番活動記録表(平成〇年〇月〇日(〇))のうち、開示請求者に係る部分」である。

審査請求人は、東京都情報公開条例に基づく本件活動記録表を対象とする開示請求において、実施機関は「特別勤務及び勤務変更」欄のうち特別勤務に係る部分(警察職員の氏名を除く。)について、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるとして、非開示としているのであるから、本件活動記録表には、当日、警察官に取り扱われた当事者である審査請求人に係る情報が記載されている旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件活動記録表には、氏名、生年月日その他の記述等により審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、他の情報と照合することにより、実施機関が審査請求人を識別することができることとなる情報の記載もないと説明する。

そこで、審査会が本件活動記録表を見分したところ、実施機関が説明するとおり、審査請求人を識別することができる情報の記載は認められないことから、本件請求個人情報について不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明